

令和5年10月20日

野木町農業委員会第4回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第4回総会 会議録

1. 開催日時 令和5年10月20日（金）午前9時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 8番 柿 沼 誠
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 酒 井 吉 一
 - 3番 渡 邊 初 枝 4番 小 林 剛
 - 5番 加 藤 知 子 6番 須 見 和 男
 - 7番 古 澤 清一郎
4. 事務局職員 小沼事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主査
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 野木農業振興地域整備計画の変更について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 買受適格証明願について
 - 議案第6号 農用地利用集積計画の策定について
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
 - 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について
6. その他

「 議 事 」

事務局 開会を宣言（午前9時）

議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）

異議なしの声を受け、議席番号7番 古澤 清一郎委員、8番 柿沼 誠委員を指名した。書記には、尾崎主査を指名した。

議事に入る旨を告げる。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第1号 受付番号38について説明。

受付番号38

中谷 1筆 1, 174 m² 登記簿及び現況ともに 畑

譲渡人 A 氏

譲受人 B 氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 新規就農のため

議長 中谷地区担当調査員の報告を求めた。

1番委員 受付番号38について、10月16日（月）午前9時30分、8番委員、地元担当2番委員、地元推進委員とともに譲受人B氏立ち合いのもと現地調査を行った。譲受人B氏は新規参入のため営農計画等を取る必要があり、事前に面談を実施いたしました。

譲渡人A氏53歳は現在、栃木市都賀町在住、以前、申請地の隣の家に住んでおり親の相続にて家と農地を取得した。譲受人B氏72歳は現在、茨城県古河市在住、9月頃譲渡人A氏が相続した家を購入しました。

申請地北側には同じ中谷地区の農家の方が以前から野菜を作っており、現在もサツマイモが栽培されていました。こちらは作が終わるまで、栽培させてほしいとのことで、現在もサツマイモが植わっている。南側は以前進入路として使用していた為、砂利混じりの状態でしたが、そこには果樹等を植えて栽培する予定であり、農地として復元するとの話を伺った。不動産業者を介しての売買による所有権移転となります。同じ年の奥様と二人で営利目的ではなく家庭菜園感覚の参入となります。許可することに何ら問題はないかと思われました。以上調査内容を報告いたします。よろし

くご審議お願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

2 番委員 調査委員の調査のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第 1 号 受付番 3 8 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に同じく議案第 1 号 受付番号 3 9 号、第 4 0 号については関連があるため、一括して事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第 1 号 受付番号 3 9 について説明。

受付番号 3 9

南赤塚	4 筆	計	4, 6 5 6 m ²	登記簿及び現況	畑
中 谷	3 筆	計	5, 7 7 3 m ²	登記簿	畑及び田・現況 田
計	7 筆	計	1 0, 4 2 9 m ²		
譲渡人	C 氏				
譲請人	D 氏				
権利の設定	経営移譲のため				
事由の概要	経営移譲のため				

受付番号 4 0

南赤塚	1 筆	計	1, 7 3 1 m ²	登記簿及び現況	畑
譲渡人	E 氏				
譲請人	D 氏				
権利の設定	経営移譲のため				
事由の概要	経営移譲のため				

議 長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

8 番委員 受付番号 3 9、4 0 について、1 0 月 1 6 日 (月) 午前 1 0 時、1 番委員、地元担当 2 番委員、地元推進委員とともに譲渡人 E 氏立ち合いのもと現地調査を行った。

まず、受付番号 3 9 の譲渡人 C 氏 8 3 歳は南赤塚矢畑自治会の農家です。譲受人 D 氏 3 3 歳は C 氏と祖父、孫の関係であります。また、受付番号 4

0の譲渡人E氏60歳はC氏の長男で現在、農業経営しています。また、D氏はE氏の長男で親子の関係です。C氏及びE氏の都合により、D氏に経営移譲をするものです。C氏は60年前からいち早くハウストマト栽培を導入し成功し、現在に至っています。それを40年前にE氏が継いで、いち早く水耕栽培を取り入れ25年農業経営を行っています。経営面積は少ない農家ですが、2,000万円以上の利益を出しています。D氏は大学卒業後、すぐに就農し10年以上農業に従事しています。現在はD氏のほかE氏とその妻、C氏の4人で農業に従事しています。また、農地利用計画に記載されている農機具等の保有台数が少ないですが矢畑地域では機械利用組合があり、組合に確認したところ、トラクター4台、コンバイン2台、オイルボーダー3台、その他多数の機械を組合員で共用使用しているそうです。こちらの地域は水耕栽培が多く、あまり農機具を使わない地域です。今回の申請理由として、C氏は高齢のため、E氏は農業者年金受給のほか、D氏に早く一人前になってほしい気持ちも含めた経営移譲です。以上、調査内容を報告いたします。ご審議のよろしくお願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

2番委員 調査委員の調査のとおり、長年にわたり専業農家として農業経営をしてきた農業一筋の一家です。また、後継者育成のための目的もありますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第1号 受付番号39、受付番号40について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた

事務局 議案第2号 受付番号36について説明。

受付番号36

野 渡 1筆 287㎡ 登記簿及び現況 畑

譲渡人 F 氏

譲請人 G 氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 住宅敷地

議 長
7 番委員

野渡地区担当調査員の報告を求めた。

10月13日（金）午前9時、6番委員、地元担当4番委員とともに代理人立ち合いのもと現地調査を行った。

本申請は、野渡在住の譲渡人F氏78歳所有の農地を千葉県松戸市在住の譲受人G氏59歳が売買による所有権を取得し、住宅敷地とするための農地法第5条申請であります。現地については、茨城県古河市マーケットシティの西側になります。また、土地利用計画図、事業計画書をもとに農振農用地外であること、都市計画法第29条の許可も同時申請中であることなど、許可相当であることを確認いたしました。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

4 番委員

調査委員の調査報告のとおり、すでにこの近辺は住宅地化されている地域ですので、何ら問題はないと思われまます。

議 長

他に質疑はないか諮った。（質疑なし）

質疑がないため、議案第2号 受付番号36について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に同じく議案第2号 受付番号37号について事務局の説明を求めた。

事 務 局

議案第2号 受付番号37について説明。

受付番号37

野 渡 1 筆 405㎡ 登記簿及び現況 畑

譲渡人 H 氏

譲請人 I 氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 住宅敷地

議 長

野渡地区担当調査員の報告を求めた。

6 番委員

10月13日（金）7番委員、地元担当4番委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。

本申請は、野渡在住の譲渡人H氏61歳所有の農地を茨城県古河市在住の譲受人I氏57歳が売買による所有権を取得し、住宅敷地とするための農地法第5条申請であります。譲受人は現在、古河市の借地の住宅に住ん

でおり、土地所有者から土地の返還を求められました。借家に住むことを検討しましたが、今後のことを考え、自己住宅を持ちたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。申請地の東側と南側には住宅が建設中であり、住宅地化されている地域です。また、農振農用地外であること、都市計画法第29条の許可も同時申請中であることなど、許可相当であることを確認いたしました。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4 番委員 調査委員の調査報告のとおり、すでに隣接する農地であった場所に住宅が建設中の地域ですので、何ら問題はないと思われれます。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号37について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に同じく議案第2号 受付番号42号について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第2号 受付番号42について説明。

受付番号42

野 渡 1筆 423㎡ 登記簿及び現況 畑

譲渡人 H氏

譲請人 J氏

権利の設定 売買による所有権移転

事由の概要 住宅敷地

議 長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

6 番委員 10月13日(金)7番委員、地元担当4番委員とともに代理人立ち合いのもと現地調査を行った。

本申請は、野渡在住の譲渡人H氏61歳所有の農地を茨城県牛久市在住の譲受人J氏34歳が売買による所有権を取得し、住宅敷地とするための農地法第5条申請であります。譲受人J氏は現在、牛久市の借家に住んでおり、家族が増えることにより借家では手狭になったことや、将来的に相互の両親の介護等を考え今回の申請に至ったことです。申請地は先ほど報告いたしました、受付番号37の隣接地です。周辺は住宅が建設中であ

り、住宅地化されている地域です。また、農振農用地外であること、都市計画法第29条の許可も同時申請中であることなど、許可相当であることを確認いたしました。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4 番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われま

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号42について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に議案第3号 野木農業振興地域整備計画の変更について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第3号 整理番号1について説明。
友 沼 1筆 508の内427.76㎡ 台帳及び現況 畑
利用目的 住宅敷地
利用予定者 K氏・L氏
所有者 M氏

議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。

1 番委員 10月12日(木)午前9時、5番委員、地元担当3番委員、地元推進委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。

本申請は所有者M氏58歳は野木在住の農家であります。利用予定者K氏34歳及びL氏30歳は丸林のアパートに在住しています。L氏はM氏の姪です。申請地北側の宅地にL氏の母親が住んでいます。東側も宅地です。南側はM氏所有の雑種地と農地です。今回、一般住宅建築のための農用地区域からの除外申請となっています。農用地区域からの除外が完了後、農地法第5条の許可申請を行う予定です。境界杭の確認もとれ、何ら問題はないと思われま

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

3 番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われま

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、適とすることに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め適とすることを告げた。
同じく議案第3号 整理番号2について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号 整理番号2について説明。
佐川野 1筆 323 m² 台帳及び現況 畑
利用目的 住宅敷地
利用予定者 N氏
所有者 持分1/2 O氏, 持分1/2 P氏

議長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。

3番委員 10月12日(木)午前9時30分、1番委員、地元担当5番委員、地元推進委員が農地の所有者のため立会人も兼ねて現地調査を行った。

本申請は所有者、持分1/2 O氏80歳、持分1/2 P氏55歳の所有する農地にO氏の孫であるN氏32歳が住宅敷地とするための農用地区域からの除外申請となります。

申請地はO氏自宅の東側になる。畑もきれいに整地しており、4本の目印も確認いたしました。水道、下水は北側道路の下に通っています。雨水は敷地内に升を作り処理をする。N氏は将来、農業後継者になる予定です。また、治安や生活環境も良く整備された育児支援が受けやすい実家の近くに自己所有の家屋を持ちたいための申請です。農家の後継者が近くにいることは大変喜ばしいことだと思います。農地除外の手続きが完了した後は、改めて農地法第5条の許可申請を提出する予定です。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

5番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われま
す。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、適とすることに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め適とすることを告げた。

次に、議案第4号 非農地証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第4号 受付番号35について説明。
野木 1筆 33㎡ 登記簿 畑・現況 宅地
願出人 Q氏
事由の概要 昭和46年より隣接する宅地への進入路として利用している。

議長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。

7番委員 10月13日(金)午前10時30分、6番委員、地元担当4番委員、
地元推進委員とともに代理人立会いのもと現地調査を行った。
本申請は古河市在住のQ氏70歳が所有する農地で、昭和46年頃より
宅地への進入路として利用されている願出地に対する非農地証明願です
本申請地は古河市にあるマーケットシティの手前になり県境の場所です。
また、今回の申請の経緯として、申請地の東奥に古河地番の空き地があ
ります。この土地にQ氏の40歳になる息子が住宅を建てる計画がある。
以前はアパートの様な建物が建っていたようで、その建物は撤去され現在
は草が繁茂しさら地の状態です。この土地に住宅を建てるにあたり、進入
路が他に無いため、申請地を進入路として利用したい為の申請とのこと
です。非農地として判断をしても何ら問題はないと思われます。以上、報告
いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4番委員 調査委員の調査報告のとおり、何ら問題はないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第5号 買受適格証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第5号 受付番号33について説明。
受付番号33
南赤塚 2筆 計 330㎡ 登記簿 田・現況 畑
願出人 R氏

事由の概要 経営規模拡大のため
取得する権利 競売による所有権移転

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

8番委員 10月16日(月)3番委員、地元担当1番委員、地元推進委員とともに願出人立会いのもと、農地法第3条に基づき現地調査を行った。

R氏は宇都宮市中岡本在住の方で、申請地の競売に参加したく、裁判所より買受適格証明が必要であることを言われたため、今回の申請となった。R氏は妻と二人で申請地を家庭菜園として利用したいとのこと。また、R氏は農地を鹿沼市と益子町に合わせて5,756㎡所有している。9月11日(月)1番委員、8番委員、事務局でR氏の新規農地取得者就農相談会を行った結果、R氏所有農地の現地確認の実施を決め、9月14日(木)会長、1番委員、8番委員、事務局職員の4名でR氏が所有している農地の現地確認に行ってきた。まず、鹿沼市農業委員会事務局の案内で鹿沼市の所有農地の現状を確認した。こちらの農地にはコシヒカリが耕作され収穫前でしたが、近所の農家の方に貸して耕作しているとのことでした。次に、益子町農業委員会事務局の案内で益子町の所有農地の現状を確認した。元リンゴ園の農地とのこと。現在は蔦・雑草・雑木が繁茂し、農地の中に入ることが出来ない状態でした。所有している農地の状態を見る限り、鹿沼市の農地は他の農家に賃貸して自作していない。また、益子町の農地は荒れており、購入後、一度も手を入れた様子がなく、耕作できる状態ではない。よって、農地法第3条に添うものではない為、買受適格証明願は不適格だと思われます。

以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。

5番委員 結果、不適格になり買受適格証明が出ない場合、R氏は申請地を落札する資格がなく、購入もできないのですか。

8番委員 競売に参加する資格がないので、裁判所は受付しない。

5番委員 この申請地を買わなかった場合、このまま競売にかかって、別の方が購入することになるのですか。

8番委員 今回、別に買受適格証明願が出ていなければ、このまま流れてしまうと

思われます。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

1 番委員 同日、一緒に現地調査をさせていただきました。目の前に小学校があり、通学路となっております。現在の申請地の状況は、草が繁茂しており、道路に草が覆いかぶさっている。小学生の通学時、車が通ると、とても危険な場所ですので、適格に管理できる方が買い受けし、管理していただける事を願っていましたが、8番委員の報告とおり、R氏が所有している農地の管理状況からすると、宇都宮市の北の外れから野木町に来て、農地を管理することは到底無理ではないかとの調査結果です。地元としては、誰か管理して草を刈って欲しいのですが、R氏はそのような状況の方ではないと見受けられる。以上、ご審議お願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第5号 買受適格証明願について不適格とすることに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め不適格することを告げた。
次に、議案第6号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第6号について説明。

整理番号5-43

更新南赤塚 5 筆 計8,399㎡ 現況 田

設定をする者 S 氏

設定を受ける者 T 氏

利用権の種類 使用貸借権

期 間 令和5年11月1日から令和10年10月31日

整理番号5-44

更新南赤塚 4 筆 計3,414㎡ 現況 田

設定をする者 U 氏

設定を受ける者 T 氏

利用権の種類 使用貸借権

期 間 令和5年11月1日から令和15年10月31日

整理番号5-45

更新友沼 3 筆 計 5,063 m² 現況 田及び畑
設定をする者 V 氏
設定を受ける者 W 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日
借賃 田 10aあたり 5,000円
畑 10aあたり 10,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-46

更新友沼 1 筆 2,983 m² 現況 田
設定をする者 X 氏
設定を受ける者 W 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日
借賃 10aあたり5,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-47

新規南赤塚 2 筆 計 1,309 m² 現況 田
設定をする者 Y 氏
設定を受ける者 T 氏
利用権の種類 使用貸借権
期間 令和5年11月1日から令和15年9月30日

整理番号5-48

新規南赤塚 1 筆 1,080 m² 現況 田
設定をする者 Z 氏
設定を受ける者 T 氏
利用権の種類 使用貸借権
期間 令和5年11月1日から令和7年9月30日

整理番号5-49

新規野木 1 筆 3,369 m² 現況 田
設定をする者 a 氏
設定を受ける者 (財) b
利用権の種類 賃借権

期 間 令和5年11月1日から令和15年12月31日
借 賃 全面積で32,900円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-50

新規野木 1筆 3,369m² 現況 田
設定をする者 (財) b
設定を受ける者 c 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和5年11月1日から令和15年12月31日
借 賃 全面積で32,900円
借賃の支払期限 毎年12月15日までに支払い

整理番号5-51

新規若林 1筆 1,260m² 現況 畑
設定をする者 d 氏
設定を受ける者 e 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和5年11月1日から令和15年10月31日
借 賃 10aあたり5,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-52

新規若林 2筆 計4,821m² 現況 田
設定をする者 f 氏
設定を受ける者 g 氏
利用権の種類 賃借権
期 間 令和5年11月1日から令和15年10月31日
借 賃 全面積で米2.5俵
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-53

新規若林 3筆 計3,335m² 現況 田
設定をする者 h 氏
設定を受ける者 g 氏
利用権の種類 使用賃借権
期 間 令和5年11月1日から令和15年10月31日

整理番号5-54

更新 佐川野 2 筆 計5,652㎡ 現況 田
設定をする者 i 氏
設定を受ける者 j 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和5年11月1日から令和10年10月31日
借 賃 全面積で90,432円
借賃の支払期限 毎年12月31日までに支払い

整理番号5-55

更新 佐川野 1 筆 2,730㎡ 現況 田
設定をする者 k 氏
設定を受ける者 j 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和5年11月1日から令和10年10月31日
借 賃 全面積で5袋
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-56

更新 若 林 1 筆 1,111㎡ 現況 畑
設定をする者 l 氏
設定を受ける者 j 氏
利用権の種類 使用貸借権
期間 令和5年11月1日から令和10年10月31日

整理番号5-57

更新 若 林 1 筆 581㎡ 現況 畑
設定をする者 m 氏
設定を受ける者 j 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和5年11月1日から令和10年10月31日
借 賃 10aあたり2,000円
借賃の支払期限 毎年12月30日までに支払い

整理番号5-58

更新 佐川野 2 筆 計 1, 0 9 3 m² 現況 田
設定をする者 i 氏
設定を受ける者 n 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 0 月 3 1 日
借 賃 全面積で 1 7, 4 8 8 円
借賃の支払期限 毎年 1 2 月 3 1 日までに支払い

整理番号 5 - 5 9

新規 南赤塚 3 筆 計 2, 1 3 7 m² 現況 田
中 谷 2 筆 計 1, 7 8 0 m² 現況 田
設定をする者 o 氏
設定を受ける者 p 氏
利用権の種類 使用貸借権
期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 0 月 3 1 日

整理番号 5 - 6 0

更新 野 木 2 筆 計 7, 0 8 5 m² 現況 畑
設定をする者 q 氏
設定を受ける者 r 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日
借 賃 1 0 a あたり 1 0, 0 0 0 円
借賃の支払期限 毎年 1 2 月 3 1 日までに支払い

整理番号 5 - 6 1

更新 野 木 2 筆 計 6, 3 5 9 m² 現況 畑
設定をする者 s 氏
設定を受ける者 r 氏
利用権の種類 賃借権
期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日
借 賃 1 0 a あたり 1 0, 0 0 0 円
借賃の支払期限 毎年 1 2 月 3 1 日までに支払い

議 長

質疑がないか諮った。

質疑がないため、議案第 6 号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）

全員賛成と認め承認することを告げた。

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の証明を求めた。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号32

友 沼 1筆 161㎡ 登記簿・現況ともに畑
譲渡人 t 氏
譲受人 u 氏
事由の概要 駐車場敷地
移転の内容 売買による所有権移転

受付番号34

友 沼 2筆 計539㎡ 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 v 氏
譲受人 w 氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 売買による所有権移転

議 長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げた。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 受付番号106

南赤塚 1筆 998㎡ 登記簿 畑・現況 田
賃貸人 x 氏
賃借人 E 氏
解約理由 賃借人の都合による
合意解約日 令和5年10月3日

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。

次に、報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 受付番号41

届出人 E 氏
変更前の経営責任者 E 氏
変更後の経営責任者 D 氏
変更理由 経営移譲のため

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第6号、報告第1号から第3号の全ての審議の終了を告げた。
次にその他について、事務局に諮った。

事 務 局 ① 11月9日(木)農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会について
② 町政60周年記念第44回産業祭について

議 長 他にあるか諮った。

8 番 委 員 現在、就農希望者の聞き取り調査を農業委員が行っていますが、農地利用
最適化推進委員にも入ってもらえるのでしょうか。検討をお願いしたい。

事 務 局 検討いたします。

議 長 他にあるか諮った。(別になしの声あり)
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。
(午前11時)